

改正

平成21年12月28日規則第144号  
平成25年10月1日規則第57号  
平成26年4月1日規則第36号  
平成28年4月1日規則第21号  
令和2年7月1日規則第85号

長浜市景観条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 景観形成重点区域及び景観形成促進区域（第4条－第18条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第19条－第24条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第25条－第45条）
- 第5章 景観協定（第46条－第53条）
- 第6章 景観づくり市民団体（第54条－第59条）
- 第7章 景観審議会（第60条－第65条）
- 第8章 雑則（第66条－第69条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、長浜市景観条例（平成20年長浜市条例第4号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（工作物）

**第3条** 条例第3条第6号の建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、さく、塀、その他これらに類するもの
- (2) 門
- (3) 擁壁
- (4) 煙突又はごみ焼却施設
- (5) アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (6) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (7) 高架水槽
- (8) 彫刻その他これらに類するもの
- (9) 汚水又は排水を処理する施設
- (10) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
- (11) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (12) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設
- (13) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- (14) 太陽光発電設備又は太陽熱を利用する設備
- (15) その他市長が指定するもの

第2章 景観形成重点区域及び景観形成促進区域

（景観形成重点区域の指定の提案）

**第4条** 条例第13条第4項又は第5項の規定による景観形成重点区域の指定の提案は、景観形成重点区域指定提案書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の提案書には、法第11条第3項の規定による景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）に定める図書を添付しなければならない。

(景観形成促進区域の指定の要請)

**第5条** 条例第13条第6項の規定による景観形成促進区域の指定の要請は、景観形成促進区域指定要請書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の要請書には、次の掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観形成促進区域の指定を要請する区域を表示した図面
- (2) 景観形成促進区域の指定を要請する区域内の土地所有者等10人以上の同意書
- (3) 当該区域における景観の将来像及び景観づくりの進め方等に関する事項を記載した書面  
(景観形成促進区域協議会設立の認定の申請)

**第6条** 条例第14条第1項の規定による景観形成促進区域協議会(以下「促進区域協議会」という。)の設立の認定を受けようとする者は、景観形成促進区域協議会設立認定申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 促進区域協議会の規約
- (2) 活動の対象となる土地の区域を表示した図面
- (3) 構成員名簿
- (4) 活動計画書その他の活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
- (5) 土地所有者等又は第11条に規定する者であることを証する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(景観形成促進区域協議会設立の認定基準)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る団体が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第14条第1項の規定による認定をすることができる。

- (1) その活動の目的及び内容が景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に即したものであること。
- (2) 目的達成のため必要な実質的かつ継続的な活動が行われることが見込まれること。
- (3) その活動の対象となる区域が、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であること。

(景観形成促進区域協議会設立の認定等の通知)

**第8条** 市長は、第6条第1項の申請について認定をしたときは、その旨を景観形成促進区域協議会設立認定通知書(様式第4号)により当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、第6条第1項の申請について認定をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

**第9条** 条例第14条第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第6条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を景観形成促進区域協議会規約等変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の景観形成促進区域協議会規約等変更届出書には、第6条第2項各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観形成促進区域協議会設立の認定の取消し)

**第10条** 市長は、条例第14条第1項の規定による認定を受けた団体が第7条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときその他市長が必要があると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付してその旨を文書により当該促進区域協議会の代表者に通知するものとする。

(景観形成促進区域協議会の構成員)

**第11条** 条例第14条第2項に規定する規則で定める者は、条例第13条第6項の規定により促進区域協議会の指定を要請する土地の区域内の建物の所有者及び賃借人とする。

(景観形成重点区域協議会設立の認定の申請)

**第12条** 条例第16条第1項の規定による景観形成重点区域協議会(以下「重点区域協議会」という。)

の設立の認定を受けようとする者は、景観形成重点区域協議会設立認定申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 重点区域協議会の規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動計画書その他の活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
- (4) 区域内の土地所有者等一覧表
- (5) 土地所有者等又は第17条に規定する者であることを証する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(景観形成重点区域協議会設立の認定基準)

**第13条** 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る団体が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第16条第1項の規定による認定をすることができる。

- (1) その活動の目的及び内容が当該重点区域に係る景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針その他の事項に即したものであること。
- (2) 目的達成のため必要な実質的かつ継続的な活動が行われることが見込まれること。
- (3) その活動の対象となる区域の住民その他の関係者の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(景観形成重点区域協議会設立の認定等の通知)

**第14条** 市長は、第12条第1項の申請について認定をしたときは、その旨を景観形成重点区域協議会設立認定通知書（様式第7号）により当該申請をした者（次項において「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、第12条第1項の申請について認定をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

**第15条** 条例第16条第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第12条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を景観形成重点区域協議会規約等変更届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の景観形成重点区域協議会規約等変更届出書には、第12条第2項各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観形成重点区域協議会の設立の認定の取消し)

**第16条** 市長は、条例第16条第1項の規定による認定を受けた団体が第13条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときその他市長が必要があると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付してその旨を文書により当該重点区域協議会の代表者に通知するものとする。

(景観形成重点区域協議会の構成員)

**第17条** 条例第16条第1項及び第2項に規定する規則で定める者は、当該景観形成重点区域の区域内の建物の賃借人とする。

(景観計画区域内における行為の届出)

**第18条** 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第1項の届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第9号）とする。

2 前項の申請書には、届出行為の区分に応じ、別表に掲げる図書を添付しなければならない。

3 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了の日前に氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

4 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第10号）により行うものとする。この場合において、省令第1条第2項各号に掲げる図書及び次条に定める図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

### 第3章 景観計画区域内における行為の制限等

(届出を要しない行為)

**第19条** 条例別表1の10及び条例別表2の11に規定する規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
  - (2) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第17条第1項若しくは第39条第1項の規定による許可に係る行為又は同条例第18条第1項（同条例第32条又は第40条において準用する場合を含む。）若しくは第31条第1項の規定による届出に係る行為
  - (3) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の規定による許可に係る行為又は同条例第3項の規定による協議に係る行為若しくは同条例第3条の規定による通知に係る行為
  - (4) 長浜市文化財保護条例（平成18年長浜市条例第205号）第17条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）若しくは第52条第1項の規定による許可に係る行為又は同条例第18条第1項（同条例第36条において準用する場合を含む。）若しくは第35条第1項又は第53条第1項の規定による届出に係る行為
  - (5) 長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年長浜市条例第41号）第2条第1項の規定による許可に係る行為又は同条例第3項の規定による協議に係る行為若しくは同条例第3条の規定による通知に係る行為
- 2 条例別表1の11及び条例別表2の12に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業  
（景観計画区域内における行為の届出に添付する図書）

**第20条** 条例第21条に規定する規則で定める図書は、届出に係る建築物等を道路その他の公共の場所から見た透視図で、彩色を施したものとする。

（完了等の届出）

**第21条** 条例第22条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の行為完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (3) 2方向以上から撮影した当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することのできるものに限る。）

3 条例第22条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の中止届出書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

（適合通知）

**第22条** 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為制限の適合通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（勧告）

**第23条** 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内の行為に対する勧告書（様式第14号）により行うものとする。

（命令）

**第24条** 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、景観計画区域内の行為に対する変更等命令書（様式第15号）により行うものとする。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物の指定の提案書）

**第25条** 省令第7条第1項に規定する景観重要建造物の指定の提案書は、景観重要建造物指定提案書（様式第16号）とする。

（所有者等の同意）

**第26条** 条例第28条第1項に規定する所有者等の同意は、景観重要建造物指定同意書（様式第17号）により行うものとする。

(景観重要建造物として指定しない旨の通知)

**第27条** 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として認定しない旨の通知は、景観重要建造物として指定しない旨の通知書(様式第18号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

**第28条** 法第21条第1項の規定による景観重要建造物の指定の通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

**第29条** 条例第28条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 指定の理由となった外観の特徴
- (5) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物の標識)

**第30条** 法第21条第2項の規定により設置する標識は、金属の材料をもって様式第20号に掲げる事項を彫り、又は記載したものを設置するものとする。ただし、特別の事情があるときは、石材、コンクリート、木材その他金属以外の材料をもって設置することができる。

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請)

**第31条** 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第21号)を市長に提出しなければならない。申請した内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第22号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第22条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書(様式第23号)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

**第32条** 条例第31条第4号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第37条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

**第33条** 条例第33条第2項の規則で定める事項は、第29条各号(第4号を除く。)に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

**第34条** 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第24号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案書)

**第35条** 省令第12条第1項に規定する景観重要樹木の指定の提案書は、景観重要樹木指定提案書(様式第25号)とする。

(所有者等の同意)

**第36条** 条例第34条第1項に規定する所有者等の同意は、景観重要樹木指定同意書(様式第26号)により行うものとする。

(景観重要樹木として指定しない旨の通知)

**第37条** 法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定しない旨の通知は、景観重要樹木として指定しない旨の通知書(様式第27号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

**第38条** 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第28号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の告示）

**第39条** 条例第34条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の理由となった樹容の特徴

（景観重要樹木の標識）

**第40条** 法第30条第2項の規定により設置する標識は、金属の材料をもって様式第29号に掲げる事項を彫り、又は記載したものを設置するものとする。ただし、特別の事情があるときは、石材、コンクリート、木材その他金属以外の材料をもって設置することができる。

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

**第41条** 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第30号）を市長に提出しなければならない。申請した内容を変更するときも同様とする。

2 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書（様式第31号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第31条第1項に規定する許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書（様式第32号）により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

**第42条** 条例第37条第3号の管理の方法の基準として規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

（景観重要樹木の指定の解除の告示）

**第43条** 条例第39条第2項の規則で定める事項は、第39条第1号から第3号までに掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

**第44条** 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第33号）により行うものとする。

（景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

**第45条** 法第43条の規定による景観重要建築物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出は、景観重要建築物・景観重要樹木所有者変更届出書（様式第34号）により行うものとする。

## 第5章 景観協定

（景観協定の認可）

**第46条** 条例第40条第1項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書（様式第35号）を市長に提出して行うものとする。

2 条例第40条第1項の規則で定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 景観協定の協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）を表示した図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）の全員（当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。以下同じ。）の景観協定に関する合意を証する書類
- (4) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積及び地目並びに土地所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその有する権利の種類を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

（景観協定の認可等の通知）

**第47条** 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定認可通知書（様式

第36号)により当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請について認可をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

(景観協定の変更の認可)

**第48条** 条例第40条第3項において準用する同条第1項の規定による法第84条第1項の認可の申請は、景観協定変更認可申請書(様式第37号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
- (2) 景観協定を変更する理由を記載した書面
- (3) 景観協定区域を変更する場合には、変更後の景観協定区域を表示した図面
- (4) 当該景観協定区域内における土地所有者等の全員の合意をもって景観協定を変更することを定めた書類の写し
- (5) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積及び地目並びに土地所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその有する権利の種類を記載した書類

(6) その他市長が必要と認める図書

(景観協定の変更の認可等の通知)

**第49条** 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定変更認可通知書(様式第38号)により当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請について認可をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

(景観協定区域からの除外の届出)

**第50条** 法第85条第3項の規定による景観協定区域からの除外の届出は、景観協定借地権消滅等届出書(様式第39号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第85条第1項の規定により景観協定区域から除外された場合

ア 景観協定区域から除外された土地の区域を表示した図面

イ 法第85条第1項の規定に該当することを証する書面

(2) 法第85条第2項の規定により景観協定区域から除外された場合

ア 景観協定区域から除外された土地の区域を表示した図面

イ 法第85条第2項の規定に該当することを証する書面

(景観協定への加入の意思表示)

**第51条** 法第87条第1項又は第2項の規定による景観協定への加入の意思表示は、景観協定加入届出書(様式第40号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 法第87条第1項の規定により景観協定への加入の意思表示をする場合

ア 景観協定に加わろうとする者に係る土地の区域を表示した図面

イ 当該土地の所有者等であることを証する書面

(2) 法第87条第2項の規定により景観協定への加入の意思表示をする場合

ア 景観協定に加わろうとする者に係る土地の区域を表示した図面

イ 当該土地の所有者等であることを証する書面

ウ 景観協定に加わろうとする土地所有者等の全員の合意を証する書面

(景観協定の廃止の認可)

**第52条** 条例第40条第3項において準用する同条第1項の規定による法第88条第1項の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書(様式第41号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該景観協定区域内における土地所有者等の過半数の合意をもって景観協定を廃止することを定めた書類の写し

- (2) 景観協定区域を表示した図面
- (3) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める図書  
(景観協定の廃止の認可等の通知)

**第53条** 市長は、前条第1項の申請について認可をしたときは、その旨を景観協定廃止認可通知書(様式第42号)により当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請について認可をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

#### 第6章 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定要件)

**第54条** 条例第41条第1項第6号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる全ての内容を含む規約が定められている団体であることとする。

- (1) 名称
- (2) 設立目的
- (3) 活動の内容
- (4) 事務所の所在地
- (5) 団体の構成員に関する事項
- (6) 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 会計に関する事項

(景観づくり市民団体の認定申請)

**第55条** 条例第41条第2項の規定による景観づくり市民団体の認可の申請は、景観づくり市民団体認定申請書(様式第43号)に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 当該団体の規約
- (2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記載した書類
- (3) 景観づくりに関する目標及び考え方(当該団体の規約に記載されている場合は、省略することができるものとする。)、活動計画等を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(景観づくり市民団体設立の認定等の通知)

**第56条** 市長は、条例第41条第2項の申請について認定をしたときは、その旨を景観づくり市民団体設立認定通知書(様式第44号)により当該申請をした者(次項において「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、条例第41条第2項の申請について認定をしなかったときは、理由を付してその旨を文書により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

**第57条** 条例第41条第3項の規定による届出は、景観づくり市民団体認定変更届出書(様式第45号)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の景観づくり市民団体認定変更届出書には、第55条第2項各号に掲げる書類のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観づくり市民団体の認定の取消しの通知)

**第58条** 市長は、条例第41条第5項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消すこととなったときは、理由を付してその旨を文書により当該団体の代表者に通知するものとする。

(構想の提案)

**第59条** 景観づくり市民団体は、条例第42条第1項に規定する景観づくりの提案等をしようとするときは、景観まちづくりに関する提案書(様式第46号)により提出するものとする。

#### 第7章 景観審議会

(会長及び副会長)

**第60条** 条例第45条に規定する長浜市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(委員の性別構成)

**第60条の2** 審議会の委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

(招集)

**第61条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の召集は市長が行う。

(会議)

**第62条** 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

**第63条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を取りまとめ、専門部会の会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第64条** 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

**第65条** 第60条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第8章 雑則

(身分証明書)

**第66条** 法第17条第8項及び法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第47号)による。

(公表の方法)

**第67条** 条例第24条第1項の規定による公表は、法第16条第3項の規定による勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)並びに当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を記載した書面を市の掲示場に掲示し、市広報紙及び市ホームページに掲載し、その他適切な報道手段により行うものとする。

(公表通知書による通知)

**第68条** 市長は、条例第24条第1項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(様式第48号)により当該対象となる行為をした者に通知するものとする。

(補則)

**第69条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(6町編入に伴う経過措置)
- 2 条例附則第6項の規定に係る届出等の様式については、市長が別に定める。

**附 則** (平成21年12月28日規則第144号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則** (平成25年10月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第18条関係）

| 行為                 | 図 書                    |  |
|--------------------|------------------------|--|
|                    | 種 類                    | 明示すべき事項等   |
| 建築物の建築等<br>工作物の建設等 | 位置図<br>(1/2,500程度)     | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物（工作物）の敷地の位置   |
|                    | 配置図<br>(1/100程度)       | 1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法<br>2 敷地境界及び建築物（工作物）の位置<br>3 届出に係る建築物（工作物）と他の建築物（工作物）の別<br>4 敷地の接する道路の位置及び幅員<br>5 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数<br>6 張り芝等の位置及び面積<br>7 擁壁、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩 |
|                    | 平面図<br>(1/50程度)        | 縮尺、方位、寸法、開口部の位置、間取り及び用途  |
|                    | 立面図<br>(1/50程度)        | 縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩   |
|                    | 敷地等断面図<br>(1/100程度)    | 縮尺、敷地境界の位置及び敷地の地盤との高低差   |
|                    | 現況写真<br>(2方向以上)        | 行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの   |
|                    | その他                    | 市長が必要があると認める図書   |
| 開発行為               | 位置図<br>(1/2,500程度)     | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域  |
|                    | 現況図<br>(1/2,500以上)     | 1 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に規定する図面に準じて作成すること。   |
|                    | 土地利用計画図<br>(1/1,000以上) | 2 植栽計画がある場合は、土地利用計画図に、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数を記載すること。   |
|                    | 造成計画平面図<br>(1/1,000以上) | 3 外構施設がある場合は、土地利用計画図に、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩を記載すること。なお、擁壁の高さ、長さ、材料及び色彩は、造成計画平面図及び造成計画断面図に記載すること。  |
|                    | 造成計画断面図<br>(1/1,000以上) |  |
|                    | 現況写真<br>(2方向以上)        | 行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの   |
|                    | その他                    | 市長が必要があると認める図書   |
| 木竹の伐採              | 位置図<br>(1/2,500程度)     | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域を表示する図面   |
|                    | 現況図<br>(1/2,500以上)     | 縮尺、方位及び当該行為を行う土地の現況平面  |
|                    | 土地利用計画図<br>(1/1,000以上) | 縮尺、方位及び行為後の土地利用計画  |

|                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
|                               | 設計図又は施行方法を明らかにする図面<br>(1/1,000以上)       | 縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、伐採する木竹の種類、面積及び高さ、隣接する道路の位置及び幅員を表示する図面  |
|                               | 現況写真<br>(2方向以上)                         | 行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの  |
|                               | その他                                     | 市長が必要があると認める図書  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | 位置図<br>(1/2,500程度)                      | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域を表示する図面  |
|                               | 設計図又は施行方法を明らかにする図面<br>(1/1,000以上)       | 縮尺、方位、物件の堆積を行う区域、付近の土地利用状況、当該区域内におけるたい積の位置、面積及び高さ、及び遮へい物の位置、種類、構造及び規模（垣及びさくについては色彩、樹木については樹種）、敷接する道路の位置及び幅員、隣接地との高低差を表示する図面 |
|                               | 立面図<br>(1/50程度)                         | 縮尺及び彩色が施された2面以上の立面  |
|                               | その他                                     | 市長が必要があると認める図書  |
| 土地の開墾、土石の採取、鉤物の掘採その他の土地の形質の変更 | 位置図<br>(1/2,500程度)                      | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域   |
|                               | 現況図<br>(1/2,500以上)                      | 縮尺、方位及び当該行為を行う土地の現況平面   |
|                               | 土地利用計画図<br>(1/1,000以上)                  | 縮尺、方位及び行為後の土地利用計画   |
|                               | 設計図又は施行方法を明らかにする図面<br>(1/1,000以上)       | 縮尺、方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、土石等の採取又は鉤物の掘採にあっては、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模   |
|                               | 廃土石たい積方法設計書及び廃土石たい積方法計画図<br>(1/1,000以上) | 縮尺、廃土石たい積方法の設計及び計画  |
|                               | 断面図<br>(1/1,000以上)                      | 縮尺、行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図   |
|                               | 現況写真<br>(2方向以上)                         | 行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの  |
|                               | その他                                     | 市長が必要があると認める図書  |
| 特定照明                          | 付近見取図<br>(1/2,500程度)                    | 縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物（工作物）の敷地の位置  |
|                               | 配置図<br>(1/100程度)                        | 1 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法<br>2 敷地の境界及び建築物（工作物）の位置<br>3 敷地の接する道路の位置及び幅員<br>4 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数<br>5 擁壁、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ           |
|                               | 立面図<br>(1/50程度)                         | 縮尺、色彩、特定照明の範囲及び照明器具の位置  |
|                               | 現況写真<br>(2方向以上)                         | 行為の場所及び周辺の状況が判断できるもの（昼間、夜間）   |
|                               | その他                                     | 市長が必要があると認める図書  |

景観形成重点区域指定提案書

年 月 日

長浜市長

あて

提案者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次の区域を景観形成重点区域に指定されるよう、長浜市景観条例第13条第4項又は第5項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 景観形成促進区域協議会の名称           |  |
| 区域を構成する土地の地番             |  |
| 景観計画の変更概要等<br>(新たな基準を含む) |  |

(注)

- 1 景観形成促進区域協議会の名称は、景観形成促進協議会として認定を受けている場合に記入してください。
- 2 この提案書には、次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 申出に係る区域を表示する図面
  - (2) 景観計画の変更の素案
  - (3) 景観法第11条第3項の同意を得たことを証する書類（区域内の土地所有者等一覧及び区域内の土地所有者等の同意書）
  - (4) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

景観形成促進区域指定要請書

年 月 日

長浜市長

あて

要請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長浜市景観条例第13条第6項に規定する景観形成促進区域の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて要請します。

|                               |  |     |
|-------------------------------|--|-----|
| 景観形成促進区域協議会の名称                |  |     |
| 指定の要請に係る区域の面積                 |  |     |
| 景観形成の将来像                      |  |     |
| 景観計画における新たな基準の策定等が必要であると考える理由 |  |     |
| 備 考                           |  | ※受付 |

（注）この要請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- 1 要請に係る区域を表示する図面
- 2 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

様式第3号（第6条関係）

景観形成促進区域協議会設立認定申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

長浜市景観条例第14条第1項に規定する景観形成促進区域協議会の認定を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 団 体 の 名 称  |                              |
| 代表者の氏名及び住所 |                              |
| 事務所の所在地    | 電話番号                         |
| 構 成 員 の 数  | 人<br>(うち提案する土地の区域内の土地所有者等 人) |
| 設 立 の 目 的  |                              |

(注)

- 1 団体の名称については、認定を受けようとする景観形成促進区域協議会の名称を記入してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。
  - (1) 景観形成促進区域協議会の規約
  - (2) 活動の対象となる土地の区域を表示した図面
  - (3) 構成員名簿
  - (4) 活動計画書その他の活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
  - (5) 土地所有者等又は長浜市景観条例施行規則第11条に規定する者であることを証する書面
  - (6) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

様式第4号（第8条関係）

景観形成促進区域協議会設立認定通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長



年 月 日付けで申請のあった景観形成促進区域協議会の設立については、次のとおり認定することに決定したので、長浜市景観条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

|                |       |
|----------------|-------|
| 景観形成促進区域協議会の名称 |       |
| 認定年月日          | 年 月 日 |
| 認定番号           | 第 号   |

様式第5号（第9条関係）

景観形成促進区域協議会規約等変更届出書

年 月 日

長浜市長

あて

申請団体名

代 表 者 住 所

氏 名

電話番号



長浜市景観条例施行規則第5条第2項各号に掲げる書類の記載事項を変更したので、同規則第9条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|                   |       |             |
|-------------------|-------|-------------|
| 景観形成重点区域協議会の名称    |       |             |
| 景観形成重点区域協議会の認定年月日 |       | 年 月 日       |
| 景観形成重点区域協議会の認定番号  |       | 第 号         |
| 変 更 理 由           |       |             |
| 変 更 内 容           | 変 更 前 |             |
|                   | 変 更 後 |             |
| 添 付 書 類           |       | 次の書類を添付します。 |

様式第6号（第12条関係）

景観形成重点区域協議会設立認定申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号



長浜市景観条例第16条第1項に規定する景観形成重点区域協議会の認定を受けたいので、同条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 対象となる景観形成重点区域の名称 |           |
| 団体の名称            |           |
| 代表者の氏名及び住所       |           |
| 事務所の所在地          | 電話番号      |
| 構成員の数            | 人(うち役員 人) |
| 設立の目的            |           |

(注)

- 1 団体の名称については、認定を受けようとする景観形成重点区域協議会の名称を記入してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 景観形成重点区域協議会の規約
  - (2) 構成員名簿
  - (3) 活動計画書その他の活動方針、活動計画等に関する事項を記載した書面
  - (4) 区域内の土地所有者等一覧表
  - (5) 土地所有者等又は長浜市景観条例施行規則第17条に規定する者であることを証する書面
  - (6) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第7号（第14条関係）

景観形成重点区域協議会設立認定通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長



年 月 日付けで申請のあった景観形成重点区域協議会の設立については、次のとおり認定することに決定したので、長浜市景観条例施行規則第14条第1項の規定により通知します。

|                |       |
|----------------|-------|
| 景観形成重点区域協議会の名称 |       |
| 認定年月日          | 年 月 日 |
| 認定番号           | 第 号   |

様式第8号（第15条関係）

景観形成重点区域協議会規約等変更届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出団体名

代 表 者 住 所

氏 名

電話番号

㊟

長浜市景観条例施行規則第12条第2項各号に掲げる書類の記載事項を変更したので、同規則第15条の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|                   |       |             |
|-------------------|-------|-------------|
| 景観形成重点区域協議会の名称    |       |             |
| 景観形成重点区域協議会の認定年月日 |       | 年 月 日       |
| 景観形成重点区域協議会の認定番号  |       | 第 号         |
| 変 更 理 由           |       |             |
| 変更内容              | 変 更 前 |             |
|                   | 変 更 後 |             |
| 添 付 書 類           |       | 次の書類を添付します。 |

様式第9号（第18条関係）

(表)  
景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|                      |                    |   |
|----------------------|--------------------|---|
| 行為の場所（地名地番）          |                    |   |
| 景観形成重点区域             |                    | <input type="checkbox"/> 区域外<br><input type="checkbox"/> 区域内（区域名： ）   |
| 行為の種類                |                    | <input type="checkbox"/> 建築物（ ）<br><input type="checkbox"/> 工作物（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br><input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更<br><input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石等の採取<br><input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
| 他法令による地域、地区等その他必要な事項 |                    |   |
| 代理人                  | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 |   |
| 設計者                  | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 |   |
| 施工者                  | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 |   |
| 届出内容に係る照会先           | 住 所<br>氏 名<br>電話番号 | 担当者   |
| 行為の期間                | 着手予定日              | 年 月 日   |
|                      | 完了予定日              | 年 月 日   |

(注)

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 長浜市景観条例施行規則の別表に掲げる図書を添付してください。
- 3 代理人により届け出をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 □の欄は、該当事項を塗りつぶしてください。
- 5 裏面の「仕上材」の欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。
- 6 裏面の「色彩」の欄には、色調、色相、マンセル表色系の記号等をできるだけ詳しく記入してください。

(裏)

| 行為の種類  | 行為の内容                  |                |                |                |
|--|------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 建築物<br><input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築<br><input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 修繕<br><input type="checkbox"/> 模様替え<br><input type="checkbox"/> 色彩の変更<br><input type="checkbox"/> 屋外照明<br><br>※見付面積は、修繕、模様替え又は色彩の変更、屋外照明の場合のみの記入 | 主要用途                   |                | 構造             |                |
|  |                        | 届出部分           | 既存部分           | 合計             |
|  | 敷地面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 建築面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 延べ面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 高さ                     | m (階数: 階)      |                |                |
|  | 見付面積                   | m <sup>2</sup> |                |                |
|  | 仕上材                    | 屋根:            | 外壁:            |                |
|  | 色彩                     | 屋根:            | 外壁:            |                |
|  | 屋外照明                   | 照射面積:          | m <sup>2</sup> | 照明機材・数:        |
| 工作物<br><input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築<br><input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 修繕<br><input type="checkbox"/> 模様替え<br><input type="checkbox"/> 色彩の変更<br><input type="checkbox"/> 屋外照明<br><br>※見付面積は、修繕、模様替え又は色彩の変更、屋外照明の場合のみの記入 | 種類                     |                | 構造             |                |
|  |                        | 届出部分           | 既存部分           | 合計             |
|  | 敷地面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 築造面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 延べ面積                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|  | 高さ                     | m              | 長さ             | m              |
|  | 見付面積                   | m <sup>2</sup> |                |                |
|  | 色彩                     | 屋根:            | 外壁:            |                |
|  | 屋外照明                   | 照射面積:          | m <sup>2</sup> | 照明機材・数:        |
|  | 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更 | 行為の面積          | m <sup>2</sup> | のり面壁の高さ        |
| のり面壁の処理  |                        |                | 長さ             | m              |
| 鉱物の掘採又は土石等の採取  | 採取の種類                  |                | 行為の面積          | m <sup>2</sup> |
|  | 遮へい措置                  |                | 事後措置           |                |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵  | 集積又は貯蔵物の種類             |                | 遮へい措置          |                |
|  | 行為に供する面積               | m <sup>2</sup> | たの積高さ          | m              |
| 木竹の伐採  |                        | たの積高さ          | m              | たの積期間又は面積本数    |
|  | 目的                     | 伐採種別           |                | 事後措置           |

様式第10号（第18条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 当初届出年月日         | 年 月 日   |
| 行為の場所(地名地番)     |   |
| 景観形成重点区域        | <input type="checkbox"/> 区域外<br><input type="checkbox"/> 区域内（区域名： ）   |
| 行為の種類           | <input type="checkbox"/> 建築物（ ）<br><input type="checkbox"/> 工作物（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br><input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更<br><input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石等の採取<br><input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
| 変更内容            | 変更前   |
|                 | 変更後   |
| 変更部分に係る行為の着手予定日 | 年 月 日   |
| 変更部分に係る行為の完了予定日 | 年 月 日   |

(注)

- 1 この届出書とともに変更に係る図書を添付してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類を塗りつぶしてください。

様式第11号（第21条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た行為が完了したので、次のとおり報告します。

|                   |                                      |                        |                |                |                |                |
|-------------------|--------------------------------------|------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 行為の場所（地名地番）       |                                      |                        |                |                |                |                |
| 景観法第16条の規定に基づく届出日 |                                      | 年 月 日<br>(変更届出日 年 月 日) |                |                |                |                |
| 行為の種類             | 建築物<br>※見付面積は、修繕、模様替え又は色彩の変更の場合のみの記入 |                        |                | 届出部分           | 届出以外の部分        | 合計             |
|                   |                                      | 敷地面積                   |                | m <sup>2</sup> | —              | m <sup>2</sup> |
|                   |                                      | 建築面積                   |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                   |                                      | 延べ面積                   |                | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                   |                                      | 高さ                     |                | m              | m              | m              |
|                   | 見付面積※                                | 屋根                     | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                   |                                      | 外壁                     | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |
|                   | 工作物<br>※見付面積は、修繕、模様替え又は色彩の変更の場合のみの記入 | 種類                     |                |                | 高さ             | m              |
| 長さ                |                                      | m                      | 築造面積           | m <sup>2</sup> |                |                |
| 見付面積※             |                                      | 届出部分                   |                | 届出以外の部分        | 合計             |                |
|                   | m <sup>2</sup>                       |                        | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |                |                |
| 代理人               | 住 所<br>氏 名<br>電話番号                   |                        |                |                |                |                |
| 設計者               | 住 所<br>氏 名<br>電話番号                   |                        |                |                |                |                |
| 施工者               | 住 所<br>氏 名<br>電話番号                   |                        |                |                |                |                |
| 行為完了日             | 年 月 日                                |                        |                |                |                |                |

様式第12号（第21条関係）

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで届け出た景観計画区域内における行為を中止したので、  
長浜市景観条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |   |
|-------------|---|
| 行為の中止年月日    | 年 月 日   |
| 行為の場所（地名地番） |   |
| 景観形成重点区域    | <input type="checkbox"/> 区域外<br><input type="checkbox"/> 区域内（区域名： ）   |
| 行為の種類       | <input type="checkbox"/> 建築物（ ）<br><input type="checkbox"/> 工作物（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br><input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更<br><input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石等の採取<br><input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
| 中止の理由       |   |

（注）□の欄は、該当する行為の種類を塗りつぶしてください。



景観計画区域内の行為に対する勧告書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項の規定に基づき必要な措置を講じるよう次のとおり勧告します。

|           |   |
|-----------|---|
| 行 為 の 場 所 |   |
| 行 為 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 建築物（ ）<br><input type="checkbox"/> 工作物（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br><input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更<br><input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石等の採取<br><input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
| 行 為 の 期 間 | 着手予定日 年 月 日<br>完了予定日 年 月 日  |
| 届 出 者     | 住 所<br>氏 名  |
| 勧 告 事 項   |   |
| 勧 告 の 理 由 |   |

景観計画区域内の行為に対する変更等命令書

（番 号）  
年 月 日

様

長浜市長

景観法第17条第 項の規定により次のとおり命令します。

|           |   |
|-----------|---|
| 行 為 の 場 所 |   |
| 行 為 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 建築物（ ）<br><input type="checkbox"/> 工作物（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br><input type="checkbox"/> 土地の区画形質の変更、土地の開墾その他の変更<br><input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石等の採取<br><input type="checkbox"/> 屋外における物品の集積又は貯蔵<br><input type="checkbox"/> 木竹の伐採 |
| 行 為 の 期 間 | 着手予定日                   年   月   日<br>完了予定日                   年   月   日  |
| 届 出 者     | 住 所<br>氏 名  |
| 命 令 事 項   |   |
| 命 令 の 理 由 |   |

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

長浜市長

あて

提案者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第20条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて提案します。

|               |  |
|---------------|--|
| 建 造 物 の 名 称   |  |
| 建 造 物 の 所 在 地 |  |
| 外 観 の 特 徴     |  |
| 提 案 の 理 由     |  |

(注)

- 1 提案する建造物の敷地及び位置並びに当該敷地の周辺の状態を示す図面（縮尺2500分の1以上）を添付してください。
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した建造物の写真を添付してください。
- 3 提案者以外に所有者又は占有者若しくは管理者がいるときは、所有者等全員の同意書を添付してください。

景観重要建造物指定同意書

年 月 日

長浜市長

あて

同意者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物として、次の物件を指定することについて同意します。

|         |  |
|---------|--|
| 建造物の名称  |  |
| 建造物の所在地 |  |
| 所 有 者   | 住所<br>氏名   |
| 同意者の種類  | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 管理者 |

（注）□の欄は、該当する同意者の種類を塗りつぶしてください。

様式第18号（第27条関係）

景観重要建造物として指定しない旨の通知書

（番 号）  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで提案のあった景観重要建造物の指定については、次の理由により指定しないことに決定したので、景観法第20条第3項の規定により通知します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 提案のあった<br>建造物の名称 |  |
| 指定しない理由          |  |

景観重要建造物指定通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

次の建造物を景観重要建造物として指定したので、景観法第21条第1項の規定により通知します。

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 指 定 年 月 日                          | 年 月 日    |
| 指 定 番 号                            | 第 号      |
| 建 造 物 の 名 称                        |          |
| 建 造 物 の 所 在 地                      |          |
| 建 造 物 の 所 有 者                      | 住所<br>氏名 |
| 指定の理由となった<br>外 観 の 特 徴             |          |
| 景観法第19条第1<br>項に規定する土地そ<br>の他の物件の範囲 |          |
| 備 考                                |          |

|                         |       |   |                             |
|-------------------------|-------|---|-----------------------------|
| ←----- 30センチメートル -----> |       |   |                             |
| 長浜市指定景観重要建造物            |       |   |                             |
| 名称                      |       |   |                             |
|                         | 指定番号  | 番 | 号                           |
|                         | 指定年月日 | 年 | 月 日                         |
|                         |       |   | 長浜市                         |
|                         |       |   | ↑<br>21<br>センチ<br>メートル<br>↓ |

（表）

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物の現状変更について許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|               |  |
|---------------|--|
| 建 造 物 の 名 称   |  |
| 指 定 年 月 日     | 年 月 日  |
| 指 定 番 号       | 第 号  |
| 建 造 物 の 所 在 地 |  |
| 所 有 者         | 住所<br>氏名   |
| 管 理 責 任 者     | 住所<br>氏名   |
| 設 計 者         | 住所<br>氏名   |
| 施 工 者         | 住所<br>氏名   |
| 行 為 の 種 類     | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |

(裏)

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 現状変更を必要とする理由                |  |
| 設計又は施工方法<br>(現状変更の内容及び実施方法) |  |
| 行為の期間                       | 着手予定日                   年    月    日<br>完了予定日                   年    月    日   |
| ※受付欄                        | <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現状変更の設計仕様書及び設計図</li><li>(2) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（縮尺2500分の1以上）</li><li>(3) 当該建造物及び現状変更をしようとする箇所の写真</li><li>(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書</li><li>(5) その他参考となる図書</li></ol></li><li>2 □の欄は、該当する行為の種類を塗りつぶしてください。</li><li>3 ※の欄には、記載しないでください。</li></ol> |

様式第22号（第31条関係）

景観重要建造物現状変更許可書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、  
景観法第22条第1項の規定により許可したので通知します。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 指 定 年 月 日                  | 年 月 日 |
| 指 定 番 号                    | 第 号   |
| 建 造 物 の 名 称                |       |
| 許 可 に 係 る 現 状<br>変 更 の 内 容 |       |
| 付 記                        |       |

様式第23号（第31条関係）

景観重要建造物現状変更許可をしない旨の通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物現状変更については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

|               |       |
|---------------|-------|
| 指 定 年 月 日     | 年 月 日 |
| 指 定 番 号       | 第 号   |
| 建 造 物 の 名 称   |       |
| 許 可 し な い 理 由 |       |

(注)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要建造物指定解除通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

次のとおり景観重要建造物の指定を解除したので、景観法第27条第3項において準用する第21条第1項の規定により通知します。

|               |            |
|---------------|------------|
| 指 定 年 月 日     | 年 月 日      |
| 指 定 番 号       | 第 号        |
| 建 造 物 の 名 称   |            |
| 建 造 物 の 所 在 地 |            |
| 所 有 者         | 住所<br>氏名   |
| 指 定 解 除 の 日   | 年 月 日      |
| 適 用 条 文       | 景観法第27条第 項 |
| 指 定 解 除 の 理 由 |            |

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

長浜市長

あて

提案者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第29条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて提案します。

|        |  |
|--------|--|
| 樹木の樹種  |  |
| 樹木の所在地 |  |
| 樹容の特徴  |  |
| 提案の理由  |  |

(注)

- 1 提案する樹木の位置及び周辺の状況を示す図面（縮尺2500分の1以上）を添付してください。
- 2 道路その他の公共の場所から撮影した樹木の写真を添付してください。
- 3 提案者以外に所有者又は占有者若しくは管理者がいるときは、所有者等全員の同意書を添付してください。

景観重要樹木指定同意書

年 月 日

長浜市長

あて

同意者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第28条第1項に基づく景観重要樹木として、次の物件を指定することについて同意します。

|             |  |
|-------------|--|
| 樹 木 の 樹 種   |  |
| 樹 木 の 所 在 地 |  |
| 所 有 者       | 住所<br>氏名   |
| 同 意 者 の 種 類 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 管理者 |

（注）□の欄は、該当する同意者の種類を塗りつぶしてください。

様式第27号（第37条関係）

景観重要樹木として指定しない旨の通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで提案のあった景観重要樹木の指定については、次の理由により指定しないことに決定したので、景観法第29条第3項の規定により通知します。

| 提案のあった<br>樹木の樹種 |  |
|-----------------|--|
| 指定しない理由         |  |

景観重要樹木指定通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

次の樹木を景観重要樹木として指定したので、景観法第30条第1項の規定により通知します。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 指 定 年 月 日              | 年 月 日    |
| 指 定 番 号                | 第 号      |
| 樹 木 の 樹 種              |          |
| 樹 木 の 所 在 地            |          |
| 樹 木 の 所 有 者            | 住所<br>氏名 |
| 指定の理由となった<br>樹 容 の 特 徴 |          |
| 備 考                    |          |

|                         |       |   |                             |
|-------------------------|-------|---|-----------------------------|
| ←----- 30センチメートル -----> |       |   |                             |
| 長浜市指定景観重要樹木             |       |   |                             |
| 樹種                      |       |   | ↑<br>21<br>センチ<br>メートル<br>↓ |
|                         | 指定番号  | 番 | 号                           |
|                         | 指定年月日 | 年 | 月 日                         |
|                         |       |   | 長浜市                         |

（表）

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要樹木の現状変更について許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|             |   |
|-------------|---|
| 樹 木 の 樹 種   |   |
| 指 定 年 月 日   | 年 月 日   |
| 指 定 番 号     | 第 号   |
| 樹 木 の 所 在 地 |   |
| 所 有 者       | 住所<br>氏名  |
| 管 理 責 任 者   | 住所<br>氏名  |
| 施 工 者       | 住所<br>氏名  |
| 行 為 の 種 類   | <input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 |

(裏)

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 現状変更を必要とする理由                |   |
| 設計又は施工方法<br>(現状変更の内容及び実施方法) |   |
| 行為の期間                       | 着手予定日                   年    月    日<br>完了予定日                   年    月    日  |
| ※受付欄                        | (注)<br>1 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。<br>(1) 当該行為の施工方法を明らかにした図面<br>(2) 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面 (縮尺2500分の1以上)<br>(3) 当該樹木及び現状変更をしようとする箇所の写真<br>(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書<br>(5) その他参考となる図書<br>2 □の欄は、該当する行為の種類を塗りつぶしてください。<br>3 ※の欄には、記載しないでください。 |

景観重要樹木現状変更許可書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、  
景観法第31条の規定により準用する第22条第1項の規定により許可したので通知  
します。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 指 定 年 月 日                  | 年 月 日 |
| 指 定 番 号                    |       |
| 樹 木 の 樹 種                  |       |
| 許 可 に 係 る 現 状<br>変 更 の 内 容 |       |
| 付 記                        |       |

景観重要樹木現状変更許可をしない旨の通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、  
次の理由により許可しないこととしたので通知します。

|               |       |
|---------------|-------|
| 指 定 年 月 日     | 年 月 日 |
| 指 定 番 号       |       |
| 樹 木 の 名 称     |       |
| 許 可 し な い 理 由 |       |

(注)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観重要樹木指定解除通知書

（番 号）  
年 月 日

様

長浜市長

次のとおり景観重要樹木の指定を解除したので、景観法第35条第3項において準用する第30条第1項の規定により通知します。

|               |            |
|---------------|------------|
| 指 定 年 月 日     | 年 月 日      |
| 指 定 番 号       | 第 号        |
| 樹 木 の 樹 種     |            |
| 樹 木 の 所 在 地   |            |
| 樹 木 の 所 有 者   | 住所<br>氏名   |
| 指 定 解 除 日     | 年 月 日      |
| 適 用 条 文       | 景観法第35条第 項 |
| 指 定 解 除 の 理 由 |            |

(注)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として（訴訟において長浜市を代表する者は、長浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第34号（第45条関係）

景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更になったので、景観法第43条の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

|                              |                    |     |
|------------------------------|--------------------|-----|
| 指 定 年 月 日                    | 年 月 日              |     |
| 指 定 番 号                      | 景観重要建造物・景観重要樹木 第 号 |     |
| 建 造 物 の 名 称<br>又 は 樹 木 の 樹 種 |                    |     |
| 建 造 物 又 は<br>樹 木 の 所 在 地     |                    |     |
| 所 有 者                        | 変 更 前              | 住 所 |
|                              |                    | 氏 名 |
|                              | 変 更 後              | 住 所 |
|                              |                    | 氏 名 |
| 変 更 年 月 日                    | 年 月 日              |     |
| 変 更 事 由                      |                    |     |

景観協定認可申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の認可を受けたいので、景観法第81条第4項の規定により、次のとおり申請します。

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
| 景観協定の名称         |  |  |
| 土地所有者等<br>の人数   | 土地の所有者   | 人  |
|                 | 建物の所有を目的とする地上権を有する者  | 人  |
|                 | 建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者   | 人  |
|                 | 法第91条第1項の規定による借主   | 人  |
|                 | 法第91条第2項の規定による権利者  | 人  |
|                 | 合 計  | 人  |
|                 | 景観協定区域   | 景観協定区域隣接地の区域   |
| 地名地番            |  |  |
| 面積              | m <sup>2</sup>   | m <sup>2</sup>   |
| 用途地域            |  |  |
| 防火地域            | <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし | <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火 <input type="checkbox"/> 指定なし |
| その他地域地区         |  |  |
| 景観協定の有効期間       | 年 月 日から  | 年 月 日まで  |
| ※認可年月日<br>年 月 日 |  | ※受付  |
| ※認可番号<br>第 号    |  |  |

(注)

- 1 ※の欄には、記載しないでください。
- 2 □の欄は、該当する地域を塗りつぶしてください。

景観協定認可通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観協定については、景観法第83条の規定により認可したので通知します。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 認 可 番 号                    |  |
| 景観協定の名称                    |  |
| 景観協定区域                     |  |
| 景観協定区域<br>隣接地を定める<br>場合の区域 |  |
| 景観協定の<br>有効期間              |  |
| 備 考                        |  |

景観協定変更認可申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の変更の認可を受けたいので、景観法第84条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                 |                        |     |
|-----------------|------------------------|-----|
| 景観協定の名称         |                        |     |
| 土地所有者等<br>の人数   | 土地の所有者                 | 人   |
|                 | 建物の所有を目的とする地上権を有する者    | 人   |
|                 | 建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者 | 人   |
|                 | 法第91条第1項の規定による借主       | 人   |
|                 | 法第91条第2項の規定による権利者      | 人   |
|                 | 合 計                    | 人   |
| 変更内容            | 変更前                    |     |
|                 | 変更後                    |     |
| 変更理由            |                        |     |
| ※認可年月日<br>年 月 日 |                        | ※受付 |
| ※認可番号<br>第 号    |                        |     |

（注）※の欄には、記載しないでください。

景観協定変更認可通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更については、景観法第84条第2項の規定により認可したので通知します。

|           |       |
|-----------|-------|
| 認 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 認 可 番 号   | 第 号   |
| 景観協定の名称   |       |
| 変 更 内 容   |       |
| 備 考       |       |

景観協定借地権消滅等届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観法第85条第 項に規定する景観協定区域から除かれる事実が生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

|          |          |   |
|----------|----------|---|
| 協定の認可年月日 | 年 月 日    |   |
| 協定の認可番号  | 第 号      |   |
| 景観協定の名称  |          |   |
| 景観協定区域   |          |   |
| 届出に係る土地  | 地名地番     |   |
|          | 地 目      |   |
|          | 地 積      |   |
|          | 権限・権利の種類 | <input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする地上権<br><input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする土地の賃借権<br>景観法第91条第1項に規定する次の権限<br><input type="checkbox"/> 建築物の借主の権限<br><input type="checkbox"/> 工作物の借主の権限<br>景観法第91条第2項に規定する次の権利<br><input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 永小作権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 賃借権<br><input type="checkbox"/> 使用貸借による権利<br><input type="checkbox"/> その他の使用及び収益を目的とする権利 |

（注）□の欄は、該当する権限・権利の種類を塗りつぶしてください。

景観協定加入届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定に加入したいので、景観法第87条第2項の規定により届け出ます。

|         |          |   |
|---------|----------|---|
| 協定認可年月日 | 年 月 日    |   |
| 協定認可番号  | 第 号      |   |
| 景観協定の名称 |          |   |
| 景観協定区域  |          |   |
| 届出に係る土地 | 地名地番     |   |
|         | 地 目      |   |
|         | 地 積      |   |
|         | 権限・権利の種類 | <input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする地上権<br><input type="checkbox"/> 建物の所有を目的とする土地の賃借権<br>景観法第91条第1項に規定する次の権限<br><input type="checkbox"/> 建築物の借主の権限<br><input type="checkbox"/> 工作物の借主の権限<br>景観法第91条第2項に規定する次の権利<br><input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 永小作権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 賃借権<br><input type="checkbox"/> 使用貸借による権利<br><input type="checkbox"/> その他の使用及び収益を目的とする権利 |

（注）□の欄は、該当する権限・権利の種類を塗りつぶしてください。

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観協定の廃止の認可を受けたいので、景観法第88条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                          |                        |   |
|--------------------------|------------------------|---|
| 景観協定の名称                  |                        |   |
| 土地所有者等<br>の人数            | 土地の所有者                 | 人 |
|                          | 建物の所有を目的とする地上権を有する者    | 人 |
|                          | 建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者 | 人 |
|                          | 法第91条第1項の規定による借主       | 人 |
|                          | 法第91条第2項の規定による権利者      | 人 |
|                          | 合 計                    | 人 |
| 景観協定廃止<br>合意者の人数<br>及び割合 |                        |   |
| 廃止理由                     |                        |   |
| ※認可年月日<br>年 月 日          | ※受付                    |   |
| ※認可番号<br>第 号             |                        |   |

（注）※の欄には、記載しないでください。

様式第42号（第53条関係）

景観協定廃止認可通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観協定の廃止については、景観法第  
88条第2項の規定により認可したので通知します。

|         |       |
|---------|-------|
| 協定認可年月日 | 年 月 日 |
| 協定認可番号  | 第 号   |
| 景観協定の名称 |       |
| 備 考     |       |

景観づくり市民団体認定申請書

年 月 日

長浜市長

あて

申請者 住 所

氏 名



電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観づくり市民団体の認定を受けたいので、長浜市景観条例第41条第2項の規定により、次のとおり申請します。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 団 体 の 名 称              |   |
| 団 体 の 事 務 所<br>の 所 在 地 |   |
| 団 体 構 成 員 の 数          | 人 |
| 活 動 の 目 的              |   |
| 活 動 の 内 容              |   |

様式第44号（第56条関係）

景観づくり市民団体設立認定通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった景観づくり市民団体の設立については、次のおりに認定したので、長浜市景観条例施行規則第56条の規定により通知します。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 景観づくり市民<br>団体の名称 |       |
| 認定年月日            | 年 月 日 |
| 認定番号             | 第 号   |

様式第45号（第57条関係）

景観づくり市民団体認定変更届出書

年 月 日

長浜市長

あて

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

景観づくりに関する活動の内容等に変更があつたので、長浜市景観条例第41条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |       |
|-----------|-------|
| 団 体 の 名 称 |       |
| 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 認 定 番 号   | 第 号   |
| 変 更 内 容   | 変 更 前 |
|           | 変 更 後 |
| 変 更 理 由   |       |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |

景観まちづくりに関する提案書

年 月 日

長浜市長

あて

提案者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長浜市景観条例第42条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 景観まちづくり<br>市民団体の名称 |       |
| 構想到係る区域            |       |
| 区域内権利者<br>同意の有無    | 有 ・ 無 |
| 構想の目標・方針           |       |

（注）この提案書には、次に掲げる図書を添付してください。

- 1 景観まちづくりに関する計画の案
- 2 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

（表）

|  |       |
|--|-------|
| ←-----8.5センチメートル----->   |       |
| 番 号  | ↑     |
| 身分証明書  |       |
| 所属<br>職・氏名<br>生年月日   |       |
| 上記の者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定による原状回復等若しくは同条第7項の規定による立入検査又は立入調査及び景観法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等を行うことができる者であることを証明する。 |       |
| 年 月 日交付  |       |
| 長浜市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>   |       |
| 有効期限   | 年 月 日 |
| ↓  |       |

（裏）

|  |
|--|
| <p>1 本証は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定による原状回復等若しくは同条第7項の規定による立入検査又は立入調査及び景観法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等を行う場合には必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> |
|--|

公表通知書

(番 号)  
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで届出のあった次の行為について公表するので、長浜市景観条例施行規則第68条の規定により通知します。なお、このことについて、意見を述べる機会を与えますので、意見を申し出る場合は 年 月 日までに書面により提出してください。

|           |  |
|-----------|--|
| 行 為 の 場 所 |  |
| 行 為 の 種 類 |  |
| 公 表 内 容   |  |